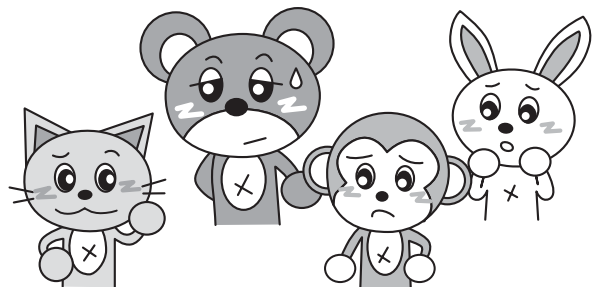


期限内納税は社会のルールです

1月31日(木)は 市・県民税 第4期分の納期限です

お忘れのないように、お納めください。
納付には便利な口座振替制度をご利用ください。
お申し込みは、お近くのいなべ市指定金融機関等で！



市税を滞納すると

① 延滞金

納期限までに完納しないと延滞金を本税に併せて納付しなければなりません。

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額に年14.6%（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合）を乗じて計算します。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満のときは切り捨てとなります。

② 督促

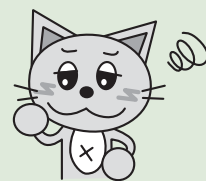
納期限を過ぎても納付されない場合には督促状を発送します（納期限の翌日から50日以内）。

また、督促状が発せられると100円の督促手数料を徴収します。



③ 滞納処分

滞納が続くと税負担の公平を保つことから、やむを得ず、財産の差し押えを行います。
（督促状が発送された日から10日を経過する日までに完納されない場合は、法律に基づく滞納処分を開始します。）

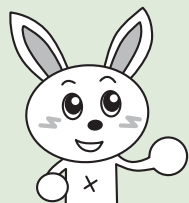


① 財産の差し押え

動産または有価証券・債権・不動産等の財産について差し押えを行います。

② 差押財産の取立・公売

差し押えた財産を、取立または公売し、その売却代金等を滞納市税に充当します。



納付相談

納付が困難なとき（例：災害や病気、そのほか特別な事情がある場合）は納税課へご相談ください。